

# 熊本県公報

号外 第18号の10  
平成17年3月31日(木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則……………(農業団体金融課) 1
  - 熊本県農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則……………( " ) 2
- 訓 令**
- 自作農奨励資金管理規程を廃止する訓令……………(農業団体金融課) 2

## 規 則

熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第35号の2

- 熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則  
熊本県卸売市場規則(昭和46年熊本県規則第73号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第2項第1号イを次のように改める。  
イ 登記事項証明書
- 第3条を次のように改める。  
(業務規程等に規定すべき事項)
- 第3条 条例第3条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、地方卸売市場内の秩序の保持に関することとする。
- 第7条を次のように改める。
- 第7条 削除
- 第9条を次のように改める。
- 第9条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、主要な品目の主要な産地とする。
- 2 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 主要な品目ごとの高値、中値及び安値に区分した価格
  - (2) 主要な品目の主要な産地
  - (3) その他開設者が当該卸売市場における適正な取引を確保するために必要な事項として業務規程で定めるもの
- 第11条の2を次のように改める。
- 第11条の2 削除
- 第11条の3を次のように改める。
- 第11条の3 削除
- 第12条を次のように改める。
- 第12条 削除
- 第13条に次の一号を加える。
- (3) 電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をする場合
- 第14条を次のように改める。
- 第14条 削除
- 第20条を次のように改める。
- 第20条 削除
- 第22条第1項第5号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- 第27条中「、第11条の2、第11条の3、第12条」を削る。
- 別記第6号様式 削除  
別記第8号様式 削除  
別記第15号様式を次のように改める。

## 別記第15号様式

年 月 日

熊本県知事 様

届出者住所（法人の場合は事務所の所在地）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

## 資本金の額（出資金の額、役員）の変更届出書

下記のとおり資本金の額（出資金の額、役員）を変更しましたので、熊本県卸売市場条例第20条第1項第3号の規定によりお届けします。

## 記

- 1 新 資本金の額（出資金の額、役員の役名、氏名及び住所）  
旧 資本金の額（出資金の額、役員の役名、氏名及び住所）
- 2 変更の理由

## 注) 添付書類

- ① 役員の変更に係る場合は、登記事項証明書、この変更が新規役員に当たる場合は、卸売市場法第57条第1項第1号及び第2号に該当しない旨の誓約書、履歴書及び戸籍抄本。
- ② 資本または出資の額の変更については、登記事項証明書等当該事項の変更が確認できるもの。

別記第17号様式 削除  
附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県卸売市場規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県卸売市場規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第35号の3

熊本県農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則  
第4条第2号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

## 附 則

この規則は、破産法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行の日から施行する。

## 訓 令

## 熊本県訓令第31号の2

本庁各部（局）課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関  
自作農奨励資金管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

自作農奨励資金管理規程を廃止する訓令  
自作農奨励資金管理規程は、廃止する。

附 則  
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

